

第2次滋賀県自転車活用推進計画(素案)の概要

資料 1

県政経営会議
令和4年(2022年)11月1日
土木交通部道路保全課



総論

○自転車活用推進計画の位置付け

- 「滋賀県自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」や「ピワイチ推進条例」などに基づく滋賀県独自の自転車の取組を包括する計画として、本県の自転車活用の推進に関する最上位に位置付ける。
- 「自転車活用推進法」(平成29年(2017年)5月施行)第10条により策定する。

○自転車活用推進計画の目的

幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進することで、滋賀の自転車文化の醸成に向け、一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀の実現に寄与することを目的とする。

○計画の区域
滋賀県全域

○計画期間
令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)

目指すべき姿

ピワイチからひろげる自転車文化

- 本県の自転車文化の一つともいえる、「ピワイチ」を原点とすること。
- 自転車に対して「新しい価値と公共性を付与していく」²ことを通じて、自転車文化をより深めていくこと。
- 日常においても観光においても自転車が移動等の選択肢の一つとなること。

¹琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うもの。

² +cycle (プラスサイクル) 推進プランの「これまで個人の私的な移動手段としての役割に限定されていた自転車に対して、単なる公共交通との連携だけでなく、その役割を見直し、新しい価値と公共性を付与していくことで、自転車を地域における交通体系に位置づけていく」(「+cycle (プラスサイクル)」という考え方)より抜粋。

自転車を巡る課題(期待されていること)・目標

①都市環境

自転車ネットワークの整備
市町の自転車活用推進計画策定支援



目標1：自転車を利用しやすい環境整備

②健康増進・環境保全

生活習慣病の予防
自動車から自転車利用への転換
環境保全意識の向上



目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成

③観光振興

だれもがわかりやすい案内施設整備
情報の発信、マナーの啓発



目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化

④安全・安心

自転車の安全利用に関するルールの周知
安全教育等の推進



目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり

第1次計画の評価

○達成できる見込み

- 目標2 - 指標②
- 目標2 - 指標③
- 目標3 - 指標④
- 目標4 - 指標⑥

○未達成となる見込み

- 目標1 - 指標①、目標3 - 指標⑤

※新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、サイクリングの体験者数は目標値を下回ったが、サイクリングは密を避けることができるレクリエーションとして関心は高い。

柱	目標	指標	計画策定時	現況	目標	達成状況
都市環境	目標1	① 自転車活用推進計画策定市町数	0市町	2市町	10市町以上	未達成
		② 健康寿命	男性：79.47歳 女性：84.03歳	男性：81.07歳 女性：84.61歳	延伸	達成
健康増進・環境保全	目標2	③ 県民の環境保全行動実施率	76.7%	集計中	80.0%以上	達成見込み
		④ 自転車走行空間整備延長 県管理道路	81km	141km	141km	達成
観光振興	目標3	⑤ 琵琶湖一周サイクリングの体験者数	10.6万人	8.4万人	20万人	未達成
		⑥ 自転車乗用中の交通事故発生件数	673件	集計中	440件以下	達成見込み

表1：第1次計画の達成状況

<現況：令和4年9月末現在>

見直しのポイント

○より充実した計画となるよう第1次計画の指標の見直しを実施

○社会情勢の変化を計画へ反映

- コロナ禍における生活様式の変容(自転車利用の増加)
 - 自転車ネットワークの計画的な整備の推進、より安全な自転車走行空間の整備
- 健康しがの実現、環境保全意識の醸成
 - 健康しがの取組の浸透、MLGsの策定、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の施行
- 観光資源の魅力向上
 - 「ピワイチ推進条例」の施行、ナショナルサイクルルートの整備完了、安全で快適なサイクリング環境の充実



第2次計画の評価指標

指標①、指標⑤：コロナ禍からの回復を目指し、第1次計画の指標を継続する。

指標②：健康寿命の延伸、生活習慣の改善に寄与する取組として、指標を新たに設定する。

指標③：引き続き環境保全の機運を向上させるため、第1次計画の指標を継続する。

指標④：ナショナルサイクルルート(低速コース)の整備が完了したことから、上級コースのうち、自転車通行帯の整備延長を、指標として新たに設定する。

指標⑥：さらなる安全で安心な社会の実現に向け、目標値を上方修正して充実させる。

柱	目標	指標	第1次計画 達成率	現況		目標
				R3実績	R4年度見込み	
都市環境	目標1：自転車を利用しやすい環境整備	① 自転車活用推進計画策定市町数	20%	2市町	2市町	10市町以上
		② 成人の週1日以上以上のスポーツ実施率	新規	52.0%	集計中	策定時公表
健康増進・環境保全	目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成	③ 県民の環境保全行動実施率	96%	76.8%	集計中	策定時公表
		④ 自転車通行帯整備延長(県管理道路)	新規	累計 11km	累計 14km	累計 30km
観光振興	目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化	⑤ 琵琶湖一周サイクリングの体験者数	42%	8.4万人	集計中	11万人以上
		⑥ 自転車乗用中の交通事故発生件数	90%	463件	集計中	390件以下

表2：第2次滋賀県自転車活用推進計画の指標

<令和4年9月末現在>

(※) 令和7年度以降の指標は、「シガリズム観光振興ビジョン」の改定に合わせて設定。

第2次滋賀県自転車活用推進計画(素案)の施策一覧

【凡例】

- 充実すべき現状と課題 ● 新規の課題
- 充実** 施策における課題に対して、より充実した措置となるよう取り組み内容を見直すもの。
- 新規** 新たな取り組みを追加するもの。
- 継続** これまでの取り組みを継続するもの。

目標	施策	評価指標	施策の課題 → 見直しすべき点	具体的な内容
目標1 自転車を利用しやすい環境整備	1. 自転車を利用しやすい環境の向上	自転車活用推進計画策定市町数 R4 2市町 → R8 10市町	○ 日常利用と観光との双方を対象とした自転車ネットワーク計画策定の支援 ○ 市町・地元・利用者の声を反映した自転車空間づくり ○ 公共交通を活用した観光事業の充実 ○ サイクルレスキュー体制の見直し	充実 措置1. 計画的な自転車走行空間整備に向けた自転車ネットワーク計画および市町版自転車活用推進計画の策定の支援 充実 措置2. 自転車ネットワーク計画による自転車走行空間の整備の推進 継続 措置3. 違法駐車等の積極的な取締りの実施 継続 措置4. レンタサイクルの推進 継続 措置5. 駐輪場の確保・放置自転車対策の検討 充実 措置6. 公共交通と組み合わせた自転車の利活用についての検討 充実 措置7. トラブル時のレスキュー体制づくり
目標2 自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成	2. 自転車による健康の増進・環境学習地域に魅力発見の推進 3. ライフステージに合わせた日常における自転車利用の促進	週1日以上スポーツ実施率(成人) R3 52% → 策定時公表 県民の環境保全行動実施率 R3 76.8% → 策定時公表	○ 「健康しがと「観光」の連携による自転車活用の魅力」発信 ● サイクリエコツーリズムの推進 ● CO ₂ ネットゼロに資するングを含めたスポーツ意識の実態把握 ● 交通手段の一つとしての自転車活用 ○ 自転車通勤推進のための動画教材や出前講座、アンケート等で得た知見の活用	継続 措置1. 自転車政策による地域の魅力発見と発信、体験機会の創出 充実 新規 措置2. 自転車利用に関する健康情報の発信 新規 新規 措置3. 環境保全意識を醸成する取組 新規 措置4. しがCO ₂ ネットゼロ社会の実現に向けた取組 継続 措置1. 自転車利用者の年齢層や用途に応じた自転車の種類・タイプの提案 充実 措置2. 自転車の日常利用、自転車通勤の推進
目標3 サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化	4. ピワイチの魅力向上と創出 5. ピワイチの受入環境整備 6. ピワイチの魅力発信と推進体制強化等	自転車通行帯整備延長(県管理) R4 累計 14km → R8 累計 30km 琵琶湖一周サイクリングの体験者数 R3 8.4万人 → R6 11万人	● シガリズムの促進 ○ 誰もがピワイチを楽しめる自転車を活用した周遊観光の魅力創出 ○ サイクルツーリズムを担う人材を育成 ○ 自転車のマナー向上への啓発・指導 ● 気軽にピワイチを楽しめるようなイベントを開催 ○ より安全な自転車走行環境整備 ● 自転車の通行実態を踏まえた適正な交通規制 ○ インバウンドに対応した案内(看板・路面標示等) ○ 市町と連携した看板設置の推進 ○ ピクトグラムやユニバーサルデザインに対応した施設等、誰もがわかりやすい案内方法の検討 ● 「サイクリストにやさしい宿」の認定等、拠点施設の整備 ● 他の地方公共団体との連携 ● ピワイチの魅力を海外に発信 ● アンケート、アプリ走行データ解析により観光事業の充実化	新規 措置1. 観光誘客の推進 充実 新規 措置2. 観光資源の活用 充実 新規 措置3. 人材育成等 充実 措置4. 地域住民・歩行者・サイクリストの安全な利用に関する取組 新規 措置5. ピワイチの日およびピワイチ週間の活用 充実 新規 措置1. 安全な自転車走行空間の確立 充実 措置2. インバウンドに対応したルート案内(看板・路面表示等)の整備 充実 措置3. 観光地・休憩所・トイレ等への案内看板・路面表示の整備 措置4. 自転車走行空間の適切な維持管理の推進 新規 措置5. 拠点施設等の整備 充実 措置6. サイクリストの利便性向上 継続 措置1. 魅力情報の発信 新規 措置2. 推進体制の整備、調査等
目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり	7. ライフステージに合わせた自転車のルール・マナー啓発の推進 8. 自転車損害賠償保険、点検整備の促進	自転車乗用中の交通事故発生件数 R3 463件 → R8 390件	○ 運転免許を持たない高齢者への安全教育の充実 ● 自転車を業務で使用する事業者への交通安全の働きかけ ● 小中高等学校への交通安全啓発	充実 措置1. 自転車安全教育に関する指導技術の向上 新規 措置2. ライフステージに応じた自転車安全教育の充実 新規 措置3. 交通安全意識向上を図る広報啓発 継続 措置1. 自転車保険への加入、TSマークの普及 継続 措置2. 点検・整備方法等についての啓発

【これまでの施策を継続】